

## 会 議 錄

会議名称	令和7年度 第2回精神保健福祉専門部会
日 時	令和7年11月19日（水）10:00～11:30
会 場	越谷市役所第三庁舎5階 会議室10
出席者	<p>【出席者】          中西部会員、田口部会員、高橋部会員、山根部会員、松浦部会員          須賀部会員、近藤部会員（部会長）          金岡氏、山本氏、小堀氏、相田氏、高橋氏、松本氏、平田氏</p> <p>【欠席者】          荒井氏</p> <p>【事務局】          (障害福祉課) 西口主任          (基幹相談支援センター) 高橋氏、久保田氏、川嶋氏、保田氏</p>
配付資料等	<p>【当日配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・精神保健福祉専門部会員名簿</li> <li>・越谷市における「にも包括」の取組みについて</li> <li>・にも包括の構築イメージ、事業概要</li> <li>・「にも包括とは」講演会開催案内</li> </ul>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 自己紹介</li> <li>3 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 意見交換・情報共有</li> <li>(2) 「にも包括」講演会の開催について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県の「令和7年度埼玉県障害者地域支援体制整備事業（アドバイザー派遣）」を活用</li> <li>・講演会のメインテーマ</li> <li>・開催日時について</li> </ul> </li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> <li>4 その他</li> <li>5 閉会</li> </ol>

会議の内容	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 自己紹介</b> 各部会員、参加者より自己紹介</p> <p><b>3 議事</b></p> <p><b>(1) 意見交換・情報共有</b></p> <p><b>家族会：</b>本家族会は、家族に精神障がいのある人たちが集まる自主的な団体であり、平成元年頃より始まっている。活動を何十年も続けているにもかかわらず、家族会が必要とされ続けている現状は、精神障がい者福祉がまだ十分に満ち足りていないからだと思う。地域家族会は、病院家族会とは異なり、会場予約なども自主的に行ってきた。現在の規模は10～15人程度であり、越谷市だけでなく近隣の市（八潮市、吉川市、草加市、三郷市など）も含めて開催する形式をとっている。家族会は専門家ではなく、悩みを聞き、専門機関へつなぐ立場にある。</p> <p><b>特別支援学校：</b>特別支援学校では知的障がいのある生徒が多いなか、精神障がいの手帳を持つ生徒もいる。学校内支援のほか、市内の小中学校や保育園に出向き、気になる子の相談に対応している。地域に出ると、知的障がいはないが精神面で困り感を抱える子が多く見られる。課題として、保護者の支援への理解や、支援機関へのつながりの難しさが挙げられる。また、通常学級の先生方が、相談先や資源マップ的なものについて十分に把握していない現状もある。他市では、具体的な施設名や窓口担当者を記載した資源マップを地域が作成し、学校に提供している事例があり、市からの情報提供があると活用しやすいという意見が出た。実際に市役所に行くことが大変な家庭もある。</p> <p><b>訪問看護：</b>訪問看護ステーションは、主に精神科訪問看護を主としている。現状、入院は不要だが生活に困難を抱える慢性的な精神疾患のある方が増加している。このため、金銭管理ができない利用者に対して、訪問看護が本来の役割を超えて、年金支給日に同行してお金を下ろす、生活費を袋に分けて管理を指導するなど、「やらざるを得ない状況」で支援を行っている。家族からは、「親が亡くなった後、この子が一人で生活できるのか」という不安の声が聞かれる。地域連携は重要であり、情報共有しながらサポートを進めている。</p>
-------	---

**地域包括ケア課:**高齢部門の地域包括ケアシステムは、平成 25 年の法改正により導入され、平成 18 年から導入されている地域包括支援センターでは、介護予防ケアプラン作成、虐待・権利擁護支援、地域ネットワーク作りなどを担っている。高齢部門ではすでに地域包括ケアシステムの取組は先行して進んでおり、地域包括支援センターが主体の「ケース検討会議」（自立支援型、支援困難型の個別事例検討）や、地域住民が集まる「地域包括支援ネットワーク会議」、関係機関が集まる「地域包括ケア推進協議会」などを三層構造の「地域ケア会議」を開催し、体制づくりを先行して進めてきた。家族会への支援として、介護者サロン（ケアラー支援）や、認知症の当事者・家族が集まるオレンジカフェを支援している。また、相談窓口がわからないという課題に対し、令和 5 年のケアラー実態調査に基づき、今年 10 月から各機関にケアラー支援推進員を配置し、「断らない相談」体制を強化した。ケアラー向けのガイドブックも作成し、市ホームページで公開している。

**教育センター:**教育センターに所属する SSW（スクールソーシャルワーカー現在 4 名）は、学校長からの依頼に基づき、家庭を訪問し、必要な支援を組み立てることを主な役割としている。訪問ケースでは、保護者に精神疾患のある世帯が非常に多い。病院に通っていても日常生活における問題点が発見されないため、子どもが保護者の病状に振り回されるなど、ヤングケアラー状態や不登校になってから発見されるケースが多い。

支援体制があってもそれをどう活用するかがわからず、活用するためのスキルが必要となる。

アセスメントを通じて本人の意思を確認し、適切な機関につなげる。多問題を抱える家族の事例では、重層的支援会議を活用し、社協や訪問看護など多機関が連携することで、問題が解決に向かった事例がある。SSW は、子どもの将来のために、本人の気持ちや希望を重視し後悔しない選択ができるよう支援を行っている。育てる側の思いも重視し、周りの力を借りて、安心安全に生きていけるようになることが大切と感じている。

### 【質問、意見等】

**質問者:**家族会は参加者を限定しているか？

**家族会:**家族に精神障がいのある方のみを限定し、当事者は原則お断りしているクローズな会である。

**質問者:**家族会の周知はどのように行っているのか？

**家族会**：こばと館で案内をしている。高齢化やコロナ禍で参加者の人数は減っている。家族のみの集まりで月に1回開催している。LINEでの情報共有なども行っている。

**質問者**：市の資源マップがあれば活用しやすいという提案だが、窓口に来ない人への周知はどうするか？

**特別支援学校**：窓口に来るまでに心理的なハードルがあるため、市役所から共通の形で出されている資料を学校が活用できると、より多くの情報提供が可能になる。

**質問者**：金銭管理が困難なケースにどう対応しているか？

**訪問看護**：実際には成年後見制度の代わりに、年金支給日に同行してお金を下ろし、生活費などを袋分けして指導するなど、本業ではないがやむを得ず対応している部分がある。

**質問者**：訪問看護事業所は増えているが対応に変化は起きているのか？

**訪問看護**：医療保険の適用で週3回は訪問が可能。個々の生活をみていくので、対応できるスタッフにも限りがある。病院からの依頼の場合、市外へ行くこともある。需要がありながらも訪問看護としての質が問われている。利用者からも選ばれる訪問看護でありたいと思う。

**質問者**：訪問看護ステーション間の横の連携はあるか？

**訪問看護**：あまり聞いたことがない。以前は市内で連絡協議会があったが、現在は埼玉県単位の協議会がある程度である。

**質問者**：介護以外の分野（障害、子ども）との連携会議はあるか？

**地域包括ケア課**：重層的支援会議がある。これは、多問題を抱える事例（高齢の親と障害のある子など）に対し、関係機関を集めて役割分担を決め、計画的に支援を行う場であり、社会福祉協議会がアウトリーチを担うのが利点である。

**質問者**：ケアラー支援ガイドブックは高齢者ケアラーのみが対象か？

**地域包括ケア課**：ケアラー支援は高齢者だけではない。障がいや子育てなど、様々なケアをする人を対象としている。ガイドブックにも障がい、高齢、医療など関係する分野の相談先がまとめられている。

調査結果から地域差や学校差が大きく、5倍ほどの違いがある。高校では実態調査において70人に1人がケアラーであ

り、行政として周知を続け、「相談していいんだな」、「自分はケアラーなんだ」と自覚してもらうことが大切だと思う。

**質問者：**SSWへの依頼件数はどれくらいか？

**教育センター：**SSW 4人で年間 100 件以上の依頼がある。

越谷市内 45 校を 4 人で対応している。

**質問者：**義務教育終了後の高校へのつながりはどうか？

**教育センター：**基本的に地域につなげることを目指しているが、つなげる先がないケースもある。高校にも SSW はいるが、配置は学校長の考え方で左右される。卒業後も相談に来られるよう、つながりを意識している。

## (2) 「にも包括」講演会の開催について

「にも包括」の構築推進事業には次の事業内容 1~9 がある

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業（心のサポーター養成等）
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

「協議の場の設置」（本会議）は全市区町村で必須だが、それ以外の任意事業については国からの補助の対象となる。本市では現在任意事業は行っておらず、講演会を契機に来年度以降の取組みを協議していく。

- ・講演会は埼玉県の「令和 7 年度埼玉県障害者地域支援体制整備事業（アドバイザー派遣）」を活用する
- ・講演会のメインテーマ  
「にも包括」について初步的な話題から理解を得ていく
- ・開催日時について  
令和 8 年 1 月 15 日（木）  
市内の身体科病院の相談員や相談支援専門員にも講演会の参加を呼びかけていく

**(3) その他**

講演会は市のホームページにも掲載するが、参加対象は保健医療福祉教育関係者等とし、今回は一般市民の方は対象外とする考えである。「にも包括」について勉強したいとの希望がある方にも、講演会について周知していってもらいたい

**4 その他**

「にも包括」については、これまで本市でも取組みはあったが、周知ができていなかった。市ホームページなどでも「にも包括」に関する取組みを周知していく

**5 閉会**